

# 令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況調査等に関する調査結果について（報告）

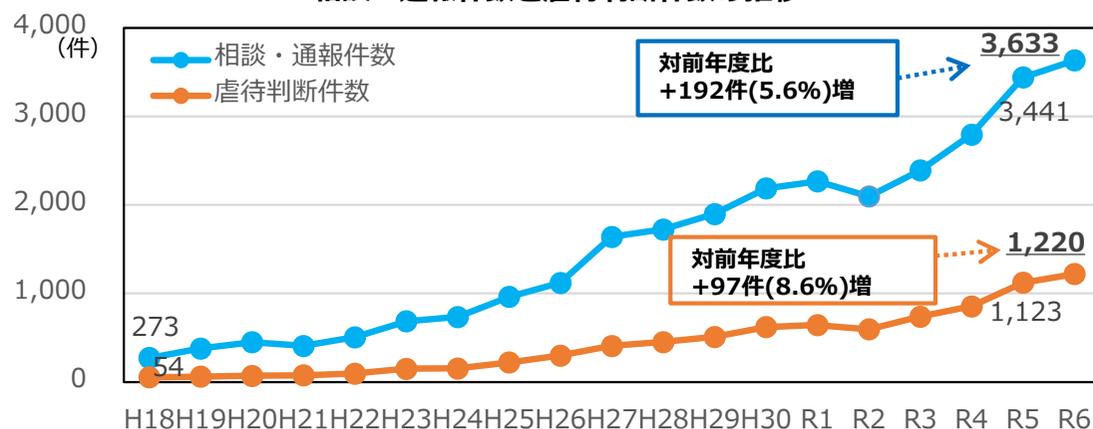
# 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和6年度）

- 平成19年度より毎年度、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、全国の市町村・都道府県で発生した高齢者に対する虐待への対応状況に関する調査を実施している。
- 本調査結果によると、
  - ・「養介護施設従事者等（※1）による虐待」は、**相談・通報件数が3,633件（対前年度比192件増）**、**虐待判断件数が1,220件（同比97件増）**であり、いずれも過去最多で4年連続増加、
 

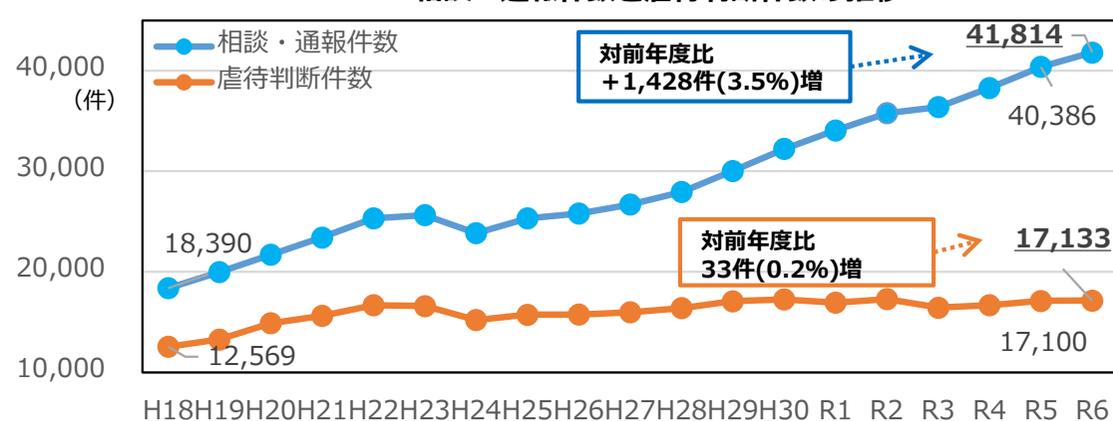
※1 介護サービスの業務に従事する者
  - ・「養護者（※2）による虐待」は、**相談・通報件数が41,814件（同比1,428件増）**、**虐待判断件数が17,133件（同比33件増）**であり、相談・通報件数は過去最多で12年連続増加、虐待判断件数は横ばい傾向となっている。
 

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の  
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



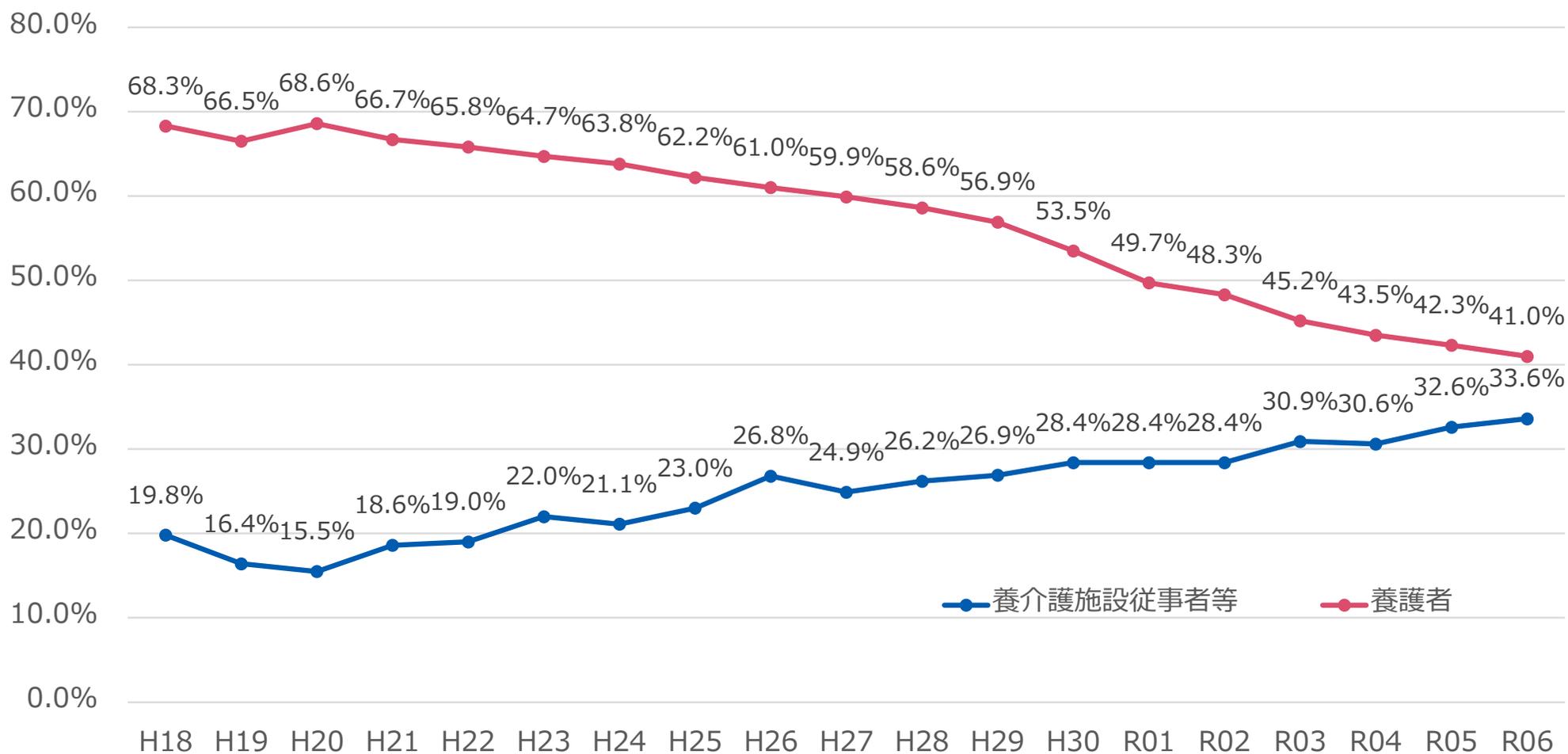
養護者等による高齢者虐待の  
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
相談・通報者	当該施設職員（27.4%）、当該施設管理者等（18.2%）、 家族・親族（14.6%）	警察（35.6%）、介護支援専門相談員（24.4%）、 家族・親族（7.1%）
虐待の種別	身体的虐待（51.1%）、心理的虐待（27.7%）、 介護等放棄（25.7%）、経済的虐待（10.3%）、性的虐待（3.4%）	身体的虐待（64.1%）、心理的虐待（37.2%）、介護等放棄（19.7%）、 経済的虐待（16.4%）、性的虐待（0.4%）
虐待の発生要因	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 75.9% 職員の倫理観・理念の欠如 64.3% 職員のストレス・感情コントロール 62.5%	被虐待者の認知症の症状（58.1%）、 虐待者側の介護疲れ・介護ストレス（57.2%）、 虐待者側の理解力の不足や低下（49.6%）
虐待等による死亡事例	5件（5人）	26件（26人）
その他	（主な施設・事業所種別） 特別養護老人ホーム（28.9%）、有料老人ホーム（28.4%） 認知症対応型共同生活介護（14.8%）	（主な虐待者の続柄） 息子（38.9%）、夫（23.0%）、娘（19.3%）

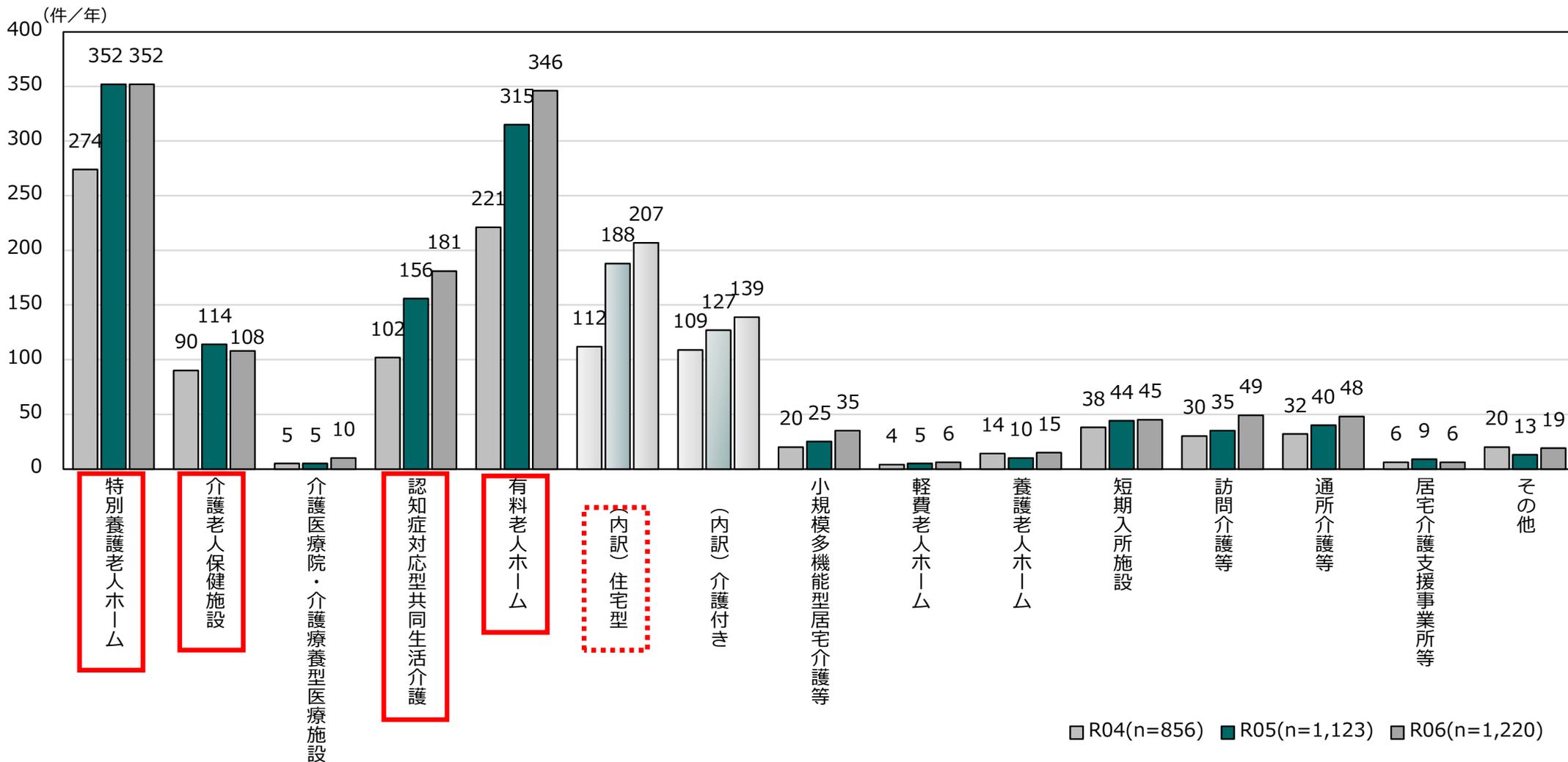
# 高齢者虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数割合の推移

- 高齢者虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合の推移をみると、**養介護施設従事者等による虐待件数の割合は増加傾向**にあり、養護者による虐待件数の割合は減少傾向にある。



# サービス種別ごとの養介護施設従事者等による虐待判断件数の推移（過去3年間）

- 養介護施設従事者等による虐待が認められた施設・事業所の件数は、**特別養護老人ホーム、介護老人保健施設において高止まり傾向。認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホームにおいて特に増加傾向にある。**

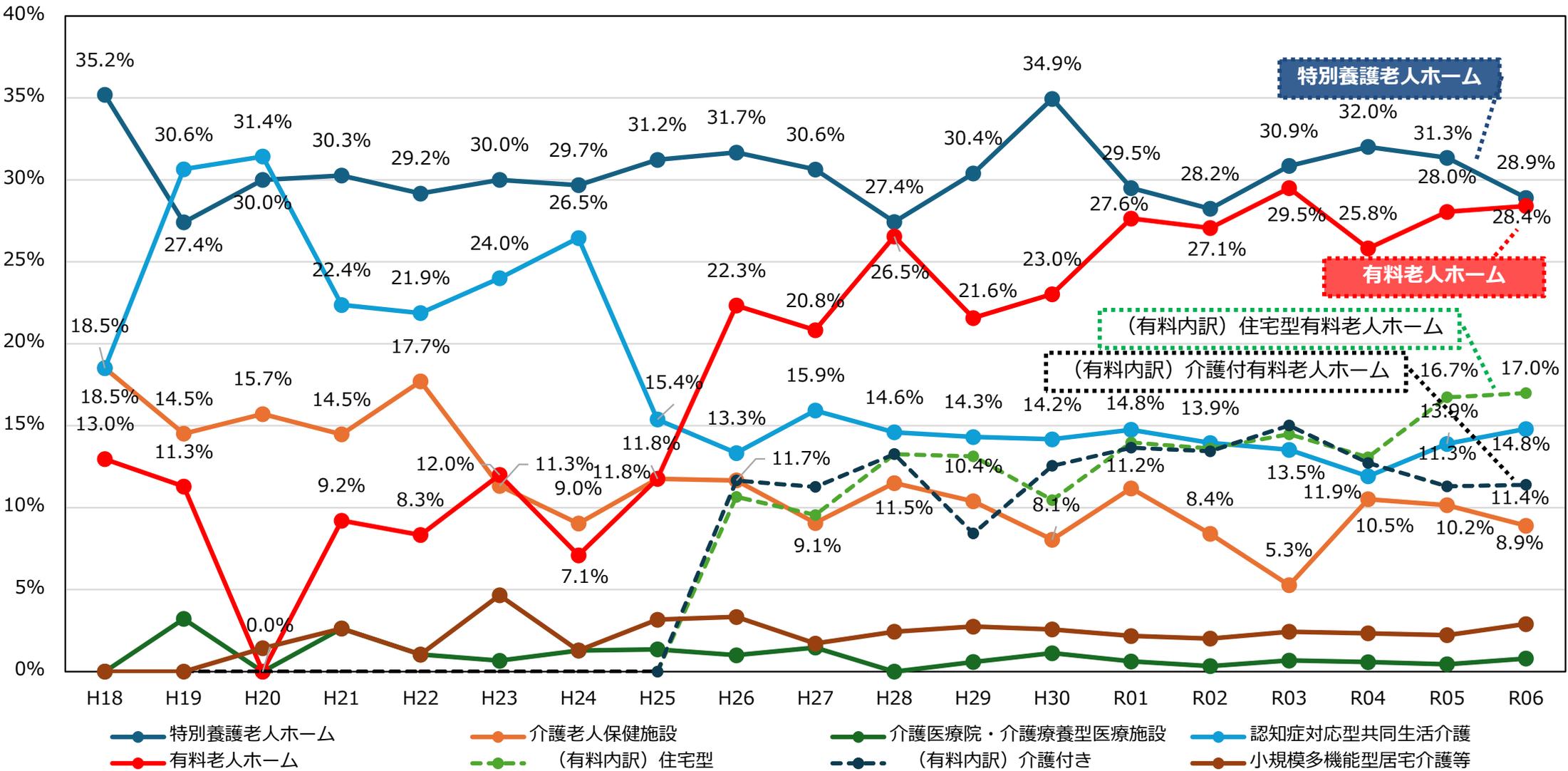


# 養介護施設従事者等による虐待判断件数の施設種別構成比の経年比較

従事者

構成比(件数)

- 養介護施設従事者等による虐待判断件数の施設種別構成比をみると、前年に引き続き、**特別養護老人ホーム**が最も多く、次いで**有料老人ホーム**（内訳では**住宅型有料老人ホーム**）が多い。



※グラフは一部サービスを抜粋

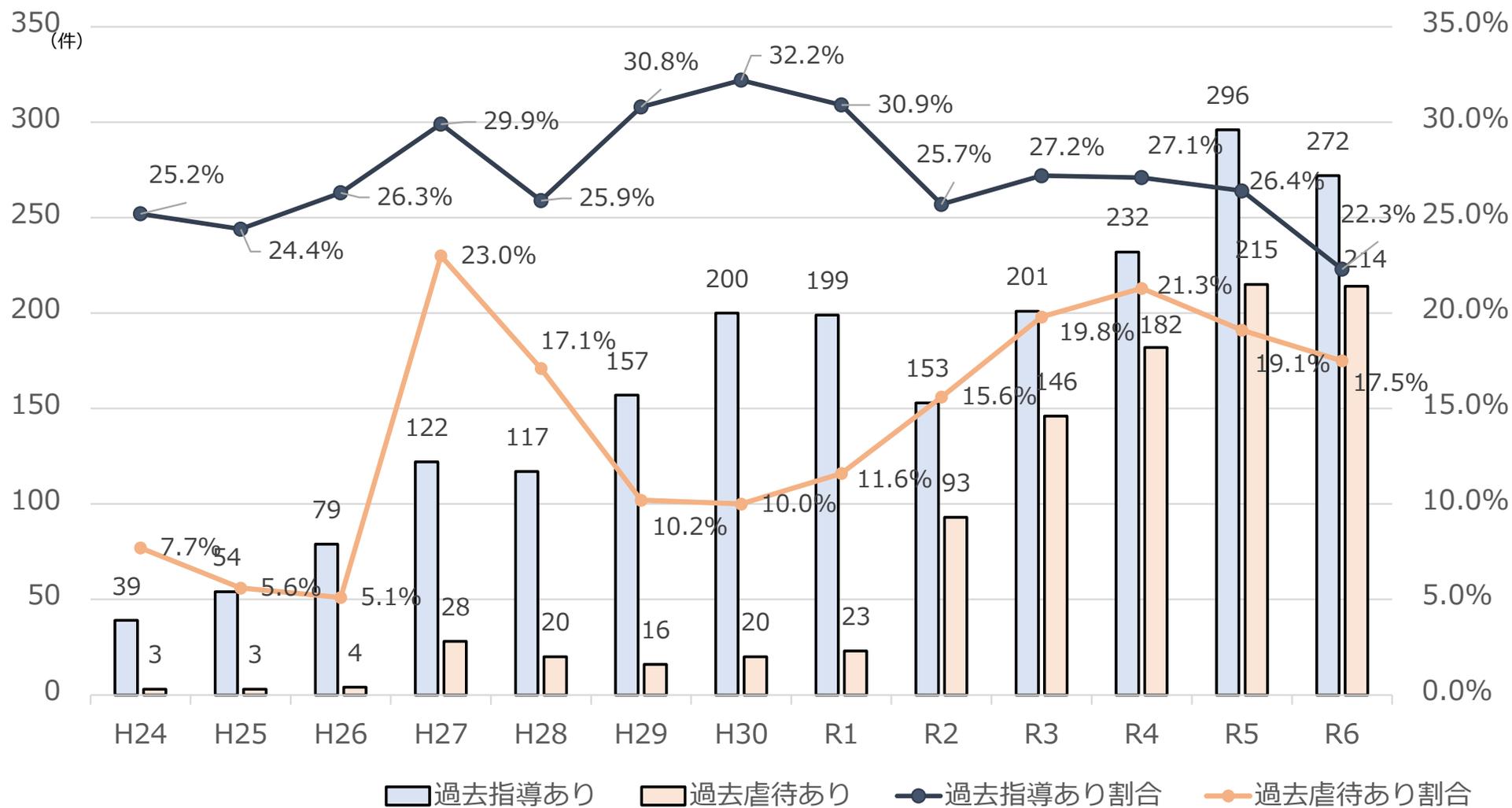
出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,令和7年3月,p40.

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料2,p7.

# 養介護施設従事者等による虐待における過去の指導及び虐待発生状況

- 虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、過去に指導や虐待事例があった施設・事業所の件数（再発件数）は減少した。

虐待の事実が認められた施設・事業所における、過去の指導や虐待発生の有無

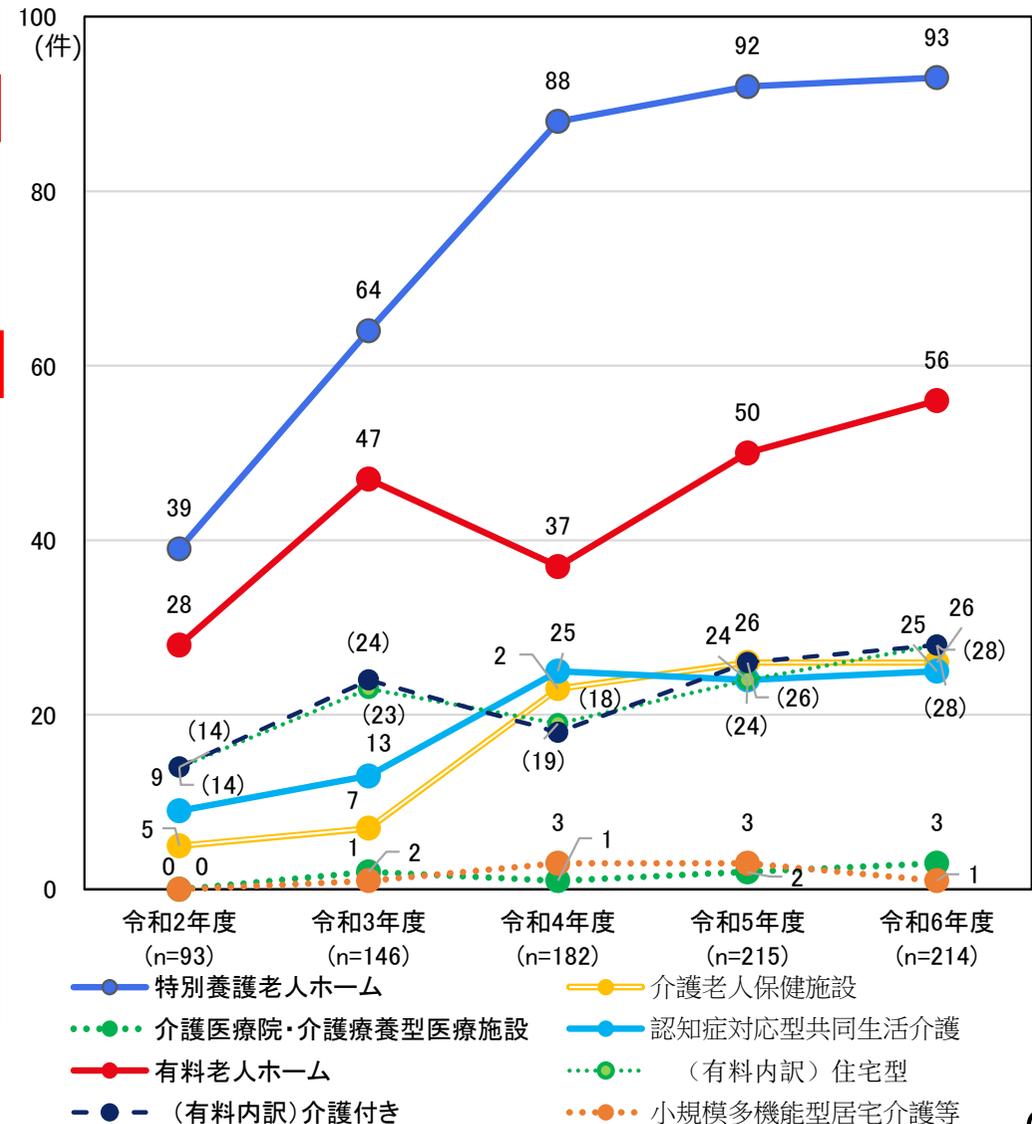


平成24年～令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果，資料2より作成  
令和2年度調査より質問形式を変更

# サービス種別ごとの養介護施設従事者等による虐待再発件数

- 養介護施設従事者等による虐待再発件数は、**特別養護老人ホーム**における件数が高止まりしている。次いで、**有料老人ホーム**における再発件数が増加傾向にある。

	令和2年度 (n=93)	令和3年度 (n=146)	令和4年度 (n=182)	令和5年度 (n=215)	令和6年度 (n=214)
特別養護老人ホーム	39	64	88	92	93
介護老人保健施設	5	7	23	26	26
介護医療院・介護療養型医療施設	0	2	1	2	3
認知症対応型共同生活介護	9	13	25	24	25
有料老人ホーム	28	47	37	50	56
（有料内訳）住宅型	(14)	(23)	(19)	(24)	(28)
（有料内訳）介護付き	(14)	(24)	(18)	(26)	(28)
小規模多機能型居宅介護等	0	1	3	3	1
軽費老人ホーム	0	2	0	3	1
養護老人ホーム	0	2	1	2	2
短期入所施設	3	4	2	7	3
訪問介護等	1	0	1	1	3
通所介護等	4	3	1	3	0
居宅介護支援事業所等	0	0	0	0	0
その他	4	1	0	2	1
合計	93	146	182	215	214



出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書, 令和7年3月,p41.

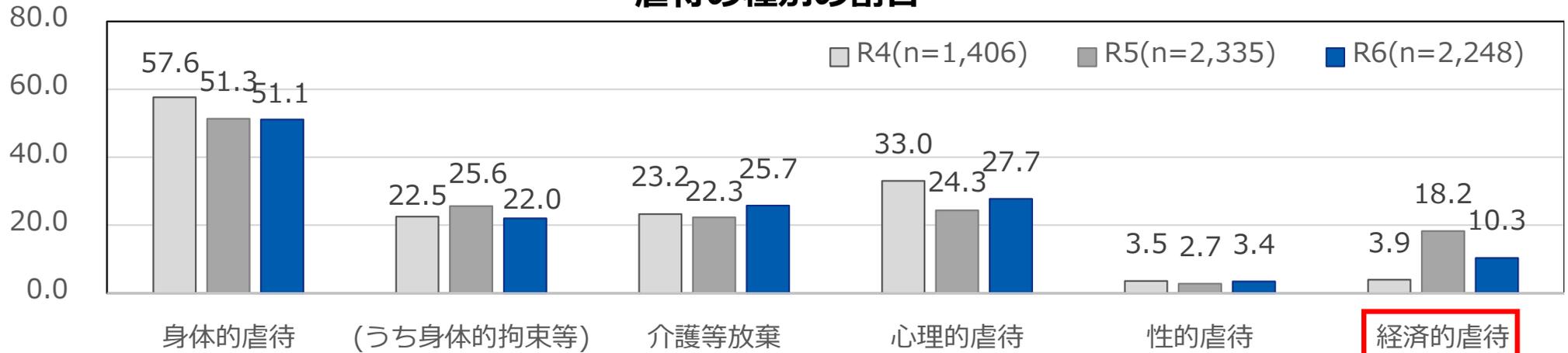
令和6年度分は「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」へ掲載予定。

# 養介護施設従事者等による虐待の種別と深刻度の推移（過去3年間）

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待における虐待種別の割合（特定できた被虐待者数ベース）について見ると、**経済的虐待が、昨年度よりは減少したものの、令和4年度以前と比べて高い水準となっている。**この要因として、**前年度同様、1施設当たりの被虐待者数が多い事案が複数発生したことが挙げられる。**
- 虐待の深刻度の割合については、**軽度が最も高く46.9%**、次いで中度が45.2%となっている。

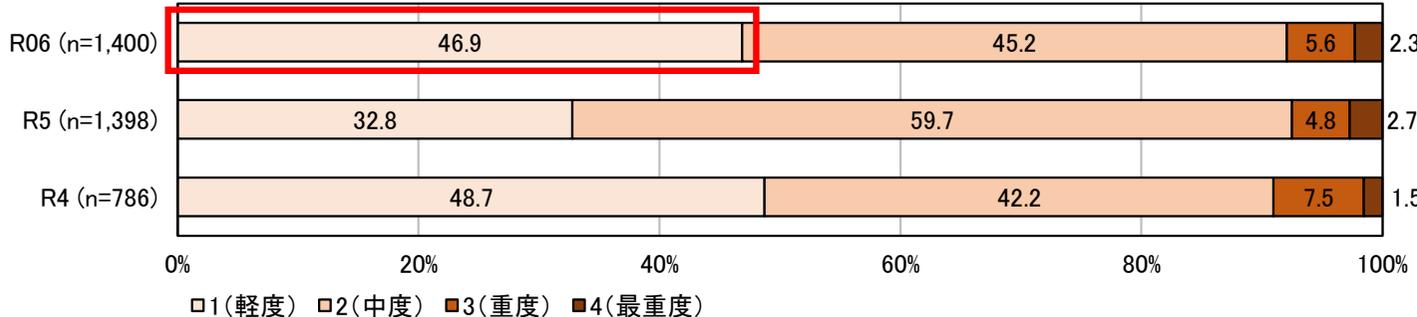
\* 深刻度については、複数人で判断したケースのみ集計している。

### 虐待の種別の割合



※被虐待者が特定できなかった64件を除く1,156件における被虐待高齢者の総数2,248人に対する集計（複数回答）。

### 虐待の程度（深刻度）の割合



※各年度において個人が特定できた被虐待高齢者の総数のうち、虐待の程度（深刻度）に回答があったものに対する集計。

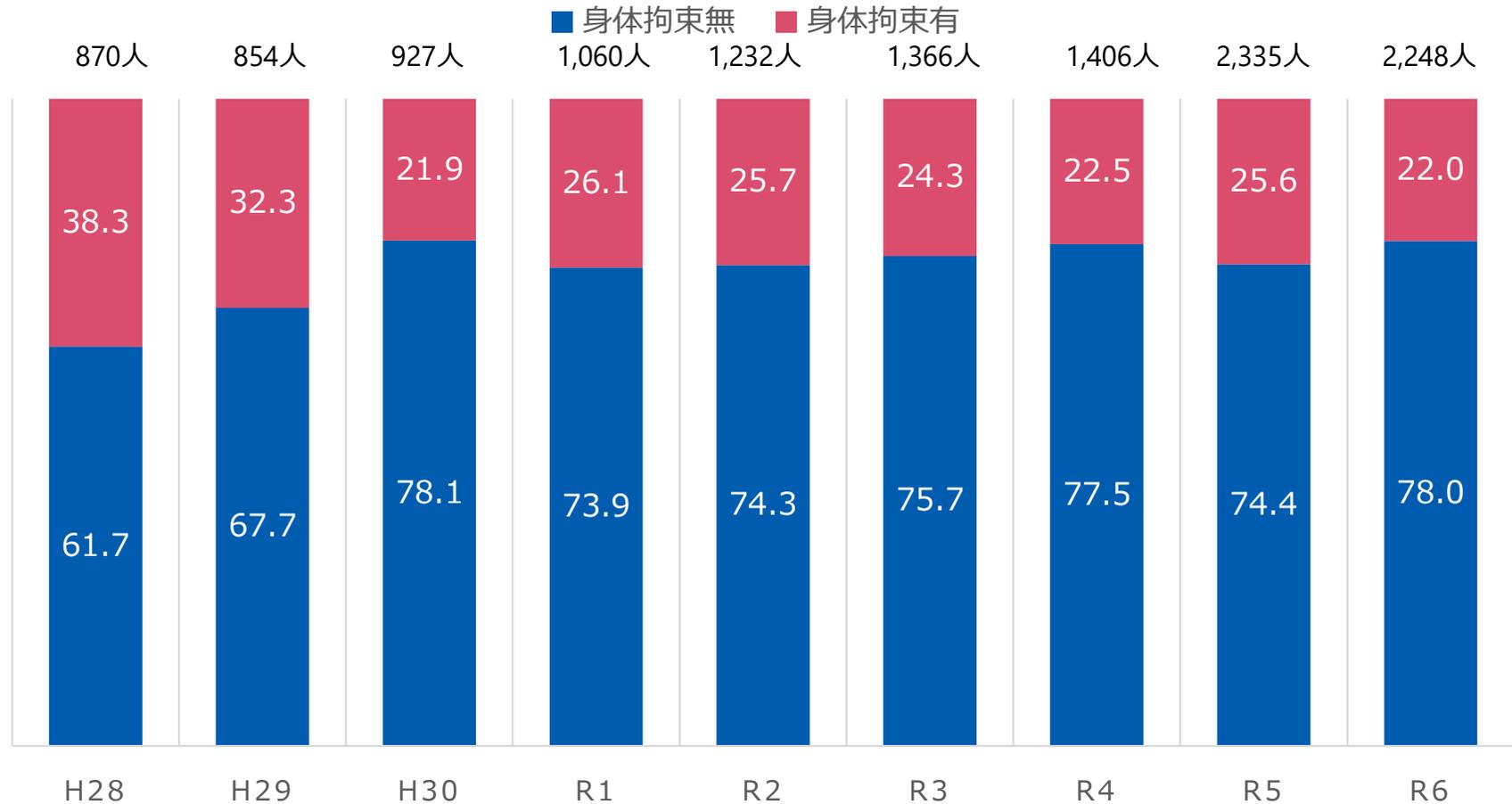
※深刻度の定義

深刻度区分	説明
1 (軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2 (中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3 (重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4 (最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身の重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

# 養介護施設従事者等による適正な手続を経ていない身体的拘束等について

- 養介護施設従事者等による虐待を受けている高齢者のうち、緊急やむを得ない場合に規定されている手続を経ていない養介護施設従事者等による身体的拘束等（身体的虐待）の割合は、近年の動向と同様、2割強を占めた。

養介護施設従事者等による身体拘束の有無の割合（%）



出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,平成28年度~令和5年度.

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料2,p8を基に作成.

# 養介護施設従事者等による虐待の発生時間帯、発生場所・状況等について①

- 虐待の発生時間帯は「夜間（夕食後～起床前）」が最も多くなっており、次いで「日中（夕食後～起床前）」。
- 虐待の発生場所は「居室（寝室）内」が最も多くなっている。
- 虐待の発生状況は「状況によらない（特定の介護行為によらない）」が最も多い。

【発生時間帯（複数回答形式で集計）】

	早朝（起床前後～朝食）	日中（朝食後～夕食）	夜間（夕食後～起床前）	時間帯によらない
人数	18	63	122	23
割合	8.1%	28.4%	55.0%	10.4%

※割合は222人に対するもの。

【発生場所（複数回答形式で集計）】

	居室（寝室）内	廊下・通路	風呂場	トイレ	食堂・リビング	その他施設内	施設外	場所によらない
人数	146	6	7	8	29	13	6	14
割合	65.8%	2.7%	3.2%	3.6%	13.1%	5.9%	2.7%	6.3%

※割合は222人に対するもの。

【発生状況（複数回答形式で集計）】

	食事介助	排泄介助	入浴介助	移乗・移動介助 や体位変換	送迎	その他の介護	状況によらない （特定の介護行為 によらない）
人数	5	49	7	20	1	55	100
割合	2.3%	22.1%	3.2%	9.0%	0.5%	24.8%	45.0%

※割合は222人に対するもの。

- 「具体的な虐待の内容」欄について、今回調査では、記入要領にて「回答が可能な範囲で、虐待行為の内容（身体拘束が含まれる場合は手段・形態を含む）、発生時間帯、発生場所・状況について回答を記載する」よう依頼（「発生時間帯」「発生場所」「発生状況」を例示）。
- これを踏まえ、一定量（本記入欄の平均記述文字数：30.7±28.9及び前回事業の実績から50文字を目安）の記述があり、「発生時間帯」「発生場所」「発生状況」の3点が確認できた、222人の被虐待者に関する回答を集計に採用した。
- 同一の記載内容で複数の被虐待者がいるケースについては、1名分に代表させて集計した。

# 養介護施設従事者等による虐待の発生時間帯、発生場所・状況等について②

- 虐待の種別と発生時間帯・介護行為(発生状況)・発生場所のクロス集計結果から、**適正な手続を経ていない身体的拘束等を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄は居室内で夜間の発生が多く、特定の介護行為によらず発生している。**
- **経済的虐待は、日中に、特定の介護行為によらず発生している。**

【発生時間帯×虐待類型】

		早朝(起床前後～朝食)	日中(朝食後～夕食)	夜間(夕食後～起床前)	時間帯によらない
身体的虐待あり(n=147)	人数	13	39	88	8
	割合	8.8%	26.5%	59.9%	5.4%
介護等放棄あり(n=41)	人数	3	7	24	7
	割合	7.3%	17.1%	58.5%	17.1%
心理的虐待あり(n=72)	人数	7	24	39	6
	割合	9.7%	33.3%	54.2%	8.3%
性的虐待あり(n=10)	人数	0	5	4	1
	割合	0.0%	50.0%	40.0%	10.0%
経済的虐待あり(n=10)	人数	0	6	1	3
	割合	0.0%	60.0%	10.0%	30.0%
身体拘束あり(n=48)	人数	1	4	39	4
	割合	2.1%	8.3%	81.3%	8.3%
全体(n=222)	人数	18	63	122	23
	割合	8.1%	28.4%	55.0%	10.4%

【発生状況×虐待類型】

		食事介助	排泄介助	入浴介助	移乗・移動介助や体位変換	送迎	その他の介護	状況によらない(特定の介護行為によらない)
身体的虐待あり(n=147)	人数	3	42	2	15	0	31	64
	割合	2.0%	28.6%	1.4%	10.2%	0.0%	21.1%	43.5%
介護等放棄あり(n=41)	人数	2	8	2	4	0	20	15
	割合	4.9%	19.5%	4.9%	9.8%	0.0%	48.8%	36.6%
心理的虐待あり(n=72)	人数	1	17	3	8	0	13	38
	割合	1.4%	23.6%	4.2%	11.1%	0.0%	18.1%	52.8%
性的虐待あり(n=10)	人数	0	2	1	1	1	4	1
	割合	0.0%	20.0%	10.0%	10.0%	10.0%	40.0%	10.0%
経済的虐待あり(n=10)	人数	0	0	0	0	0	2	8
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	80.0%
身体拘束あり(n=48)	人数	0	7	0	0	0	5	36
	割合	0.0%	14.6%	0.0%	0.0%	0.0%	10.4%	75.0%
全体(n=222)	人数	5	49	7	20	1	55	100
	割合	2.3%	22.1%	3.2%	9.0%	0.5%	24.8%	45.0%

【発生場所×虐待類型】

		居室(寝室)内	廊下・通路	風呂場	トイレ	食堂・リビング	その他施設内	施設外	場所によらない
身体的虐待あり(n=147)	人数	106	6	4	6	21	4	0	3
	割合	72.1%	4.1%	2.7%	4.1%	14.3%	2.7%	0.0%	2.0%
介護等放棄あり(n=41)	人数	26	0	0	2	1	9	1	6
	割合	63.4%	0.0%	0.0%	4.9%	2.4%	22.0%	2.4%	14.6%
心理的虐待あり(n=72)	人数	49	0	3	3	12	3	1	4
	割合	68.1%	0.0%	4.2%	4.2%	16.7%	4.2%	1.4%	5.6%
性的虐待あり(n=10)	人数	6	0	1	0	2	0	1	0
	割合	60.0%	0.0%	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%
経済的虐待あり(n=10)	人数	3	0	0	0	0	0	4	3
	割合	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	30.0%
身体拘束あり(n=48)	人数	43	1	0	1	4	1	0	0
	割合	89.6%	2.1%	0.0%	2.1%	8.3%	2.1%	0.0%	0.0%
全体(n=222)	人数	146	6	7	8	29	13	6	14
	割合	65.8%	2.7%	3.2%	3.6%	13.1%	5.9%	2.7%	6.3%

\* 赤枠は、50%以上のもの

# 令和6年度 養介護施設従事者等による虐待の発生要因（複数回答）

- 自治体における発生要因の分析において、虐待を行った職員の課題として「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」「職員の倫理感・理念の欠如」、組織運営上の課題として「職員の指導管理体制が不十分」が高い割合である。

		件数	割合 (%)	(参考) R5割合 (%)
運営法人 (経営層) の課題	経営層の現場の実態の理解不足	526	43.1	45.7
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	391	32.0	30.6
	業務環境変化への対応取組が不十分	373	30.6	30.9
	経営層の倫理観・理念の欠如	247	20.2	18.9
	不安定な経営状態	75	6.1	7.9
	その他	32	2.6	3.1
	組織運営上の課題	職員の指導管理体制が不十分	755	61.9
虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分		676	55.4	60.1
チームケア体制・連携体制が不十分		657	53.9	56.5
職員研修の機会や体制が不十分		552	45.2	49.7
職員が相談できる体制が不十分		521	42.7	46.2
業務負担軽減に向けた取組が不十分		461	37.8	41.3
職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい		461	37.8	40.4
事故や苦情対応の体制が不十分		342	28.0	35.0
高齢者へのアセスメントが不十分		337	27.6	32.1
介護方針の不適切さ		282	23.1	24.8
開かれた施設・事業所運営がなされていない		222	18.2	24.8
その他		49	4.0	3.6

		件数	割合 (%)	(参考) R5割合 (%)	
虐待を行った職員の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	926	75.9	77.2	
	職員の倫理観・理念の欠如	785	64.3	66.8	
	職員のストレス・感情コントロール	763	62.5	67.9	
	職員の性格や資質の問題	756	62.0	66.7	
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	717	58.8	63.6	
	職員の業務負担の大きさ	499	40.9	46.3	
	待遇への不満	142	11.6	12.9	
	その他	28	2.3	3.0	
	被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	653	53.5	53.0
		認知症によるBPSD（行動・心理症状）がある	613	50.2	53.2
意思表示が困難		433	35.5	37.8	
職員に暴力・暴言を行う		205	16.8	20.3	
他の利用者とのトラブルが多い		102	8.4	7.7	
医療依存度が高い		100	8.2	7.6	
その他		87	7.1	6.3	

(注1) 都道府県が直接把握した事例を含む1,220件に対するもの。

「その他」には、

「運営法人（経営層）の課題」では、経営層の知識・意識や運営方針、人材不足など、  
 「組織運営上の課題」では、人材不足、虐待防止・対応体制の不備など、  
 「虐待を行った職員の課題」では、職員の個人的要因、認識不足など、  
 「被虐待高齢者の状況」では、性格傾向、介護拒否、意思疎通困難などが含まれる。

(注2) 「人材不足」については、具体的な記述のあった

「運営法人（経営層）の課題」カテゴリの「その他」24件中 3件、

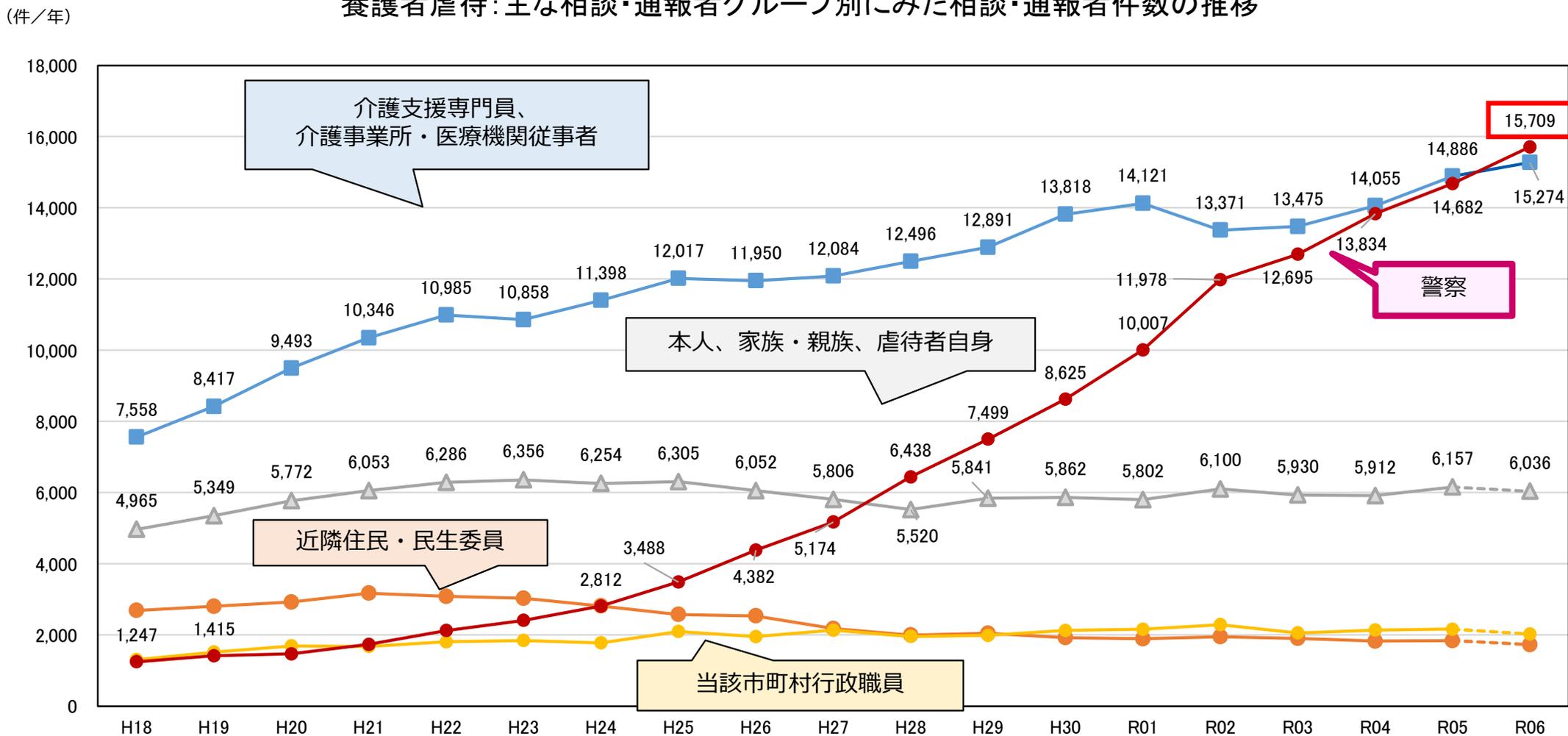
「組織運営上の課題」カテゴリの「その他」38件中 6件、

「虐待を行った職員の課題」カテゴリの「その他」23件中 1件で記述がみられた。

# 養護者虐待の相談・通報件数に占める通報者グループ毎の件数の推移

○ 養護者虐待の相談・通報件数に占める通報者グループ毎の件数の推移をみると、介護支援専門員、介護事業所・医療機関従事者の合計より、**初めて警察からの相談・通報件数が多い結果となった。**

養護者虐待：主な相談・通報者グループ別にみた相談・通報者件数の推移



出典：令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果、資料2、p33表24補完参考を基に作成

# 養護者による虐待の相談・通報件数、虐待判断件数と市町村における体制整備の相関関係

養護者

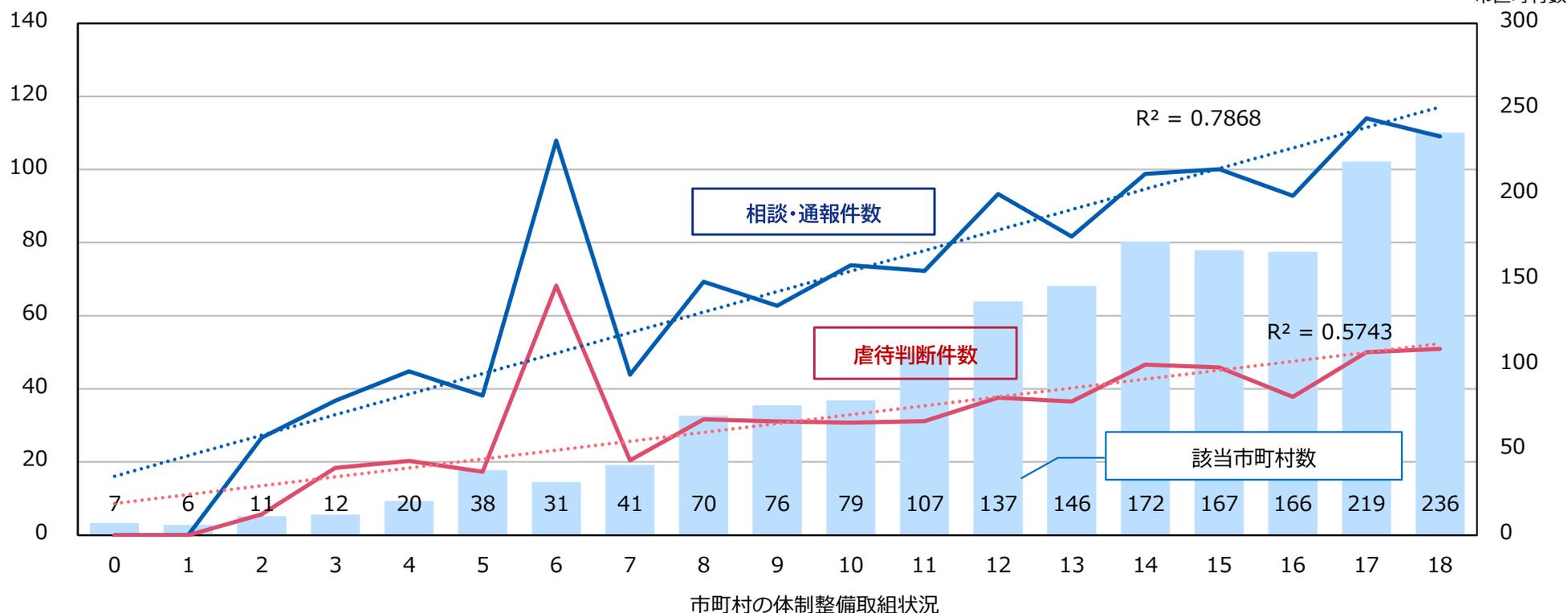
件数

- 養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数と市町村における体制整備の取組状況の関係をみると、**取組項目が多い市町村ほど高齢者人口比当たりの相談・通報件数及び虐待判断件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口比当たりの件数が少ない傾向であった。**

養護者による虐待の相談・通報件数、虐待判断件数と市町村における体制整備の取組状況の関係

出典:令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料1,p17.

件数(高齢者人口10万人あたり)



○市町村の体制整備取組状況 18項目の具体例(詳細はP17参照)

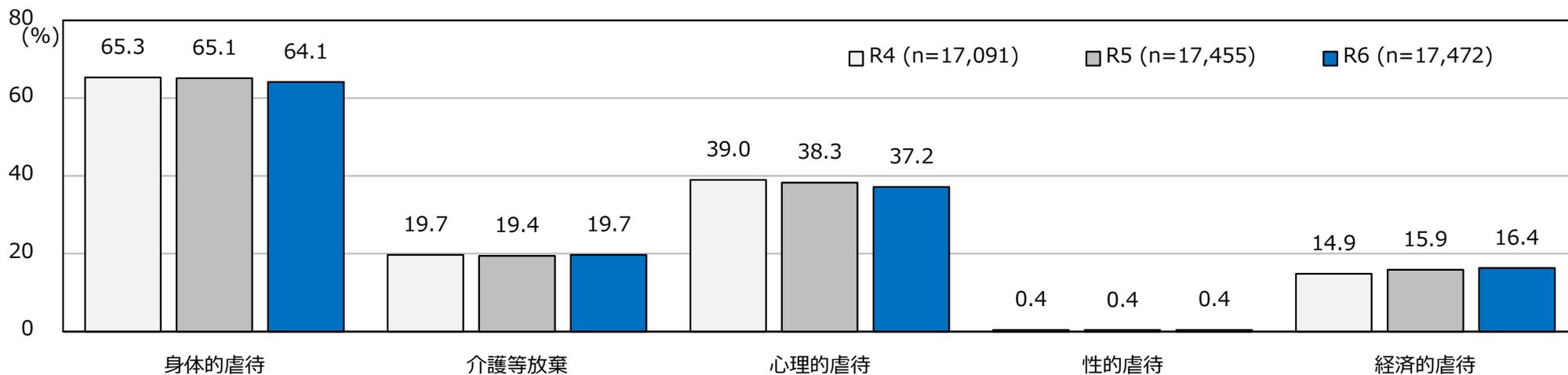
- ・養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知
  - ・民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
  - ・成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化
  - ・虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言
- 等

\*なお、養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数と市町村・都道府県における体制整備の相関関係はみられていない。13

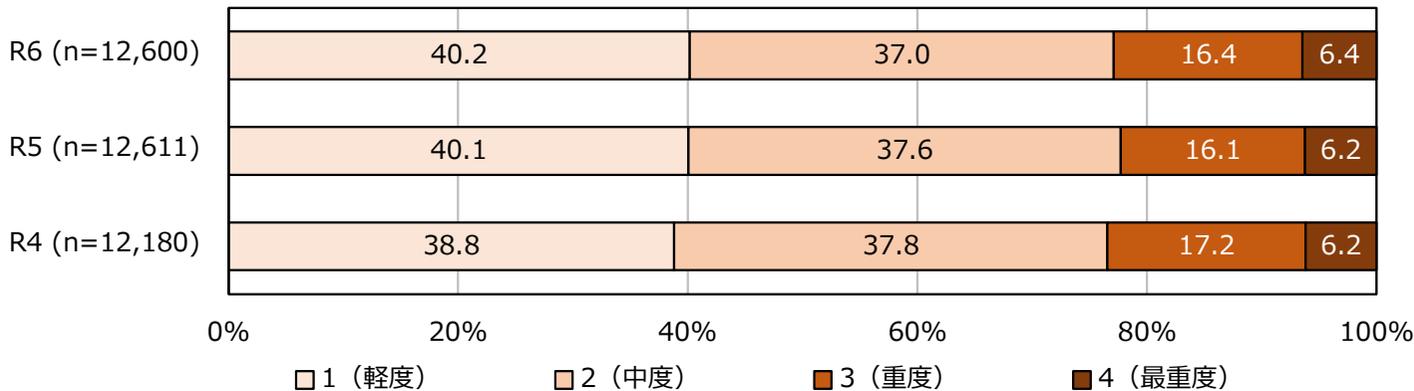
# 養護者による虐待の種別と深刻度の推移（過去3年間）

- 養護者による高齢者虐待における虐待種別の割合と虐待の深刻度の割合いずれについても、令和4年度以降、大きな変化は見られない。

虐待の種別の割合



虐待の程度（深刻度）の割合



※深刻度の定義

深刻度区分	説明
1 (軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2 (中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3 (重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4 (最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

※各年度における被虐待者の総数のうち、虐待の程度（深刻度）に回答があったものに対する集計。

# 令和6年度 養護者による虐待の発生要因（複数回答）

- 自治体における発生要因の分析において、被虐待者の状態として「**認知症の症状**」に起因するもの、虐待者側の要因として「**介護疲れ・介護ストレス**」がいずれも最も多い割合である。

	件数	割合 (%)	(参考) R5割合 (%)
介護疲れ・介護ストレス	9,796	57.2	54.8
理解力の不足や低下	8,498	49.6	47.7
知識や情報の不足	8,420	49.1	46.5
虐待者の介護力の低下や不足	8,214	47.9	45.8
被虐待者との虐待発生までの人間関係	7,939	46.3	45.4
精神状態が安定していない	7,712	45.0	45.9
孤立・補助介護者の不在等	6,409	37.4	35.9
他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ	6,034	35.2	34.4
障害・疾病	5,081	29.7	29.8
障害疑い・疾病疑い	4,294	25.1	25.2
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	4,172	24.4	23.9
家族環境（生育歴・虐待の連鎖）	3,435	20.0	19.6
「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1,952	11.4	11.0
ひきこもり	1,547	9.0	9.4
飲酒の影響	1,480	8.6	9.2
その他	1,321	7.7	7.6
依存（アルコール、ギャンブル、関係性等）	1,274	7.4	7.9

	件数	割合 (%)	(参考) R5割合 (%)
認知症の症状	9,948	58.1	56.4
身体的自立度の低さ	8,289	48.4	45.1
障害・疾病	6,302	36.8	35.5
精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	6,301	36.8	35.0
排泄介助の困難さ	5,626	32.8	30.6
外部サービス利用に抵抗感がある	3,073	17.9	16.8
障害疑い・疾病疑い	2,245	13.1	12.3
その他	1,070	6.2	6.2
経済的困窮・債務（経済的問題）	5,739	33.5	32.9
（虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	5,546	32.4	32.8
（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	3,886	22.7	21.6
家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	2,880	16.8	16.9
その他	605	3.5	3.3
ケアサービスの不足の問題	4,596	26.8	25.9
ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	946	5.5	5.8
その他	350	2.0	1.7

# 都道府県における体制整備

- 高齢者権利擁護等推進事業等を活用した市町村への支援において、**研修等の実施率は9割を超える一方で、再発防止に資する事例検証や事業所指導等に係る体制整備については、低調である。**

		実施済（都道府県数）	実施済（割合（%））
※ 高齢者権利擁護等推進事業関連する場合同様の事業を独自に実施している場合を含む	介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議または類する会議等の開催）	14	29.8
	介護施設・サービス事業所への支援（権利擁護推進員養成研修のうち「介護施設・サービス事業者向け研修」、もしくはこれに類する研修）	37	78.7
	介護施設・サービス事業所への支援（権利擁護推進員養成研修のうち「講師養成研修」、もしくはこれに類する研修）	18	38.3
	介護施設・サービス事業所への支援（看護職員研修、もしくはこれに類する研修）	29	61.7
	市町村への支援（福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置）	38	80.9
	市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）	44	93.6
	市町村への支援（虐待対応実務者会議の開催）	13	27.7
	市町村への支援（虐待の再発防止・未然防止策等検証会議）	7	14.9
	市町村への支援（指導等体制強化）	8	17.0
	市町村への支援（ネットワーク構築等支援）	20	42.6
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（シンポジウム等の開催）	16	34.0
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（制度等に関するリーフレット等の作成）	16	34.0
地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）	14	29.8	
上記事業以外の独自の取組	管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知（ホームページ等）	46	97.9
	市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等	45	95.7
住民・サービス利用者	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）	20	42.6
施設・事業所に対する取組	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	35	74.5
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	29	61.7
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）	33	70.2
市町村支援としての取組	市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成、研修等による活用支援	31	66.0
	市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催	42	89.4
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市内関係部署間での共有	47	100.0
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議	45	95.7
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、市町村担当者が医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	37	78.7

高齢者虐待防止施策全体に関するPDCAサイクルの展開 (令和6年度より調査開始)	実施状況			
	実施できている	ある程度実施できている	あまり実施できていない	実施できていない
都道府県数	1	10	24	12
割合(%)	2.1	21.3	51.1	25.5

出典：令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料2,p27.

# 市町村における体制整備

- 市町村における体制整備等については、養護者に対する相談・指導・助言等は9割を超える一方で、養介護施設従事者等による虐待防止に資する事業所内の虐待防止取組促進のリーダー養成や介護サービス相談員派遣事業等の活用に係る取組は低調である。

		実施済（市町村数）	実施済（割合（%））
広報・普及啓発	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	1,530	87.9
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	1,323	76.0
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	1,156	66.4
	居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知（未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等）	1,254	72.0
	介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知（未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等）	1,096	63.0
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	1,528	87.8
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,360	78.1
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	969	55.7
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	961	55.2
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,589	91.3
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	1,340	77.0
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1,096	63.0
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,367	78.5
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	1,462	84.0
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	1,050	60.3
相談・支援	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,614	92.7
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	1,589	91.3
	終結した虐待事案の事後検証	816	46.9
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター等の作成・配布）	578	33.2
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	446	25.6
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	910	52.3
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	140	8.0
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）	839	48.2
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	1,202	69.0
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	1,455	83.6
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	950	54.6

高齢者虐待防止施策全体に関するPDCAサイクルの展開 （令和6年度より調査開始）					
	実施できている	ある程度実施できている	あまり実施できていない	実施できていない	
市町村数	104	277	788	572	
割合(%)	6.0	15.9	45.3	32.9	

## 今年度の調査結果の傾向分析

- 養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数は、昨年度と比較して引き続き増加した(p1)。
- 養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームが占める割合は、それぞれ3割近くであり、引き続き高い水準で推移している(p4)。
- 養護者による虐待の市町村への通報ルートとして、近年警察からの通報が増加傾向にあり、介護・医療関係者からの通報と比較しても最多となった(p12)。

## 調査結果を受けた対応と今後の対応

### (1) 高齢者施設等の関係団体との連携強化

- 施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、令和7年12月25日付で、高齢者施設等の関係団体に対し、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について(要請)」を発出し、以下の事項について改めて会員施設・事業所への周知を図るとともに、分析結果を踏まえた虐待防止措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施についての協力を要請することとした。
  - ① 令和6年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置等について
    - 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算していること
    - 訪問・通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付けていること
    - 短期入所・多機能系サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算すること 等
  - ② 有料老人ホームについては、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に規定された内容を遵守すること

### (2) 調査結果の公表及び普及・啓発資料、関連通知等の発出について

- 今年度の「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業」において、虐待の詳細な要因分析や、虐待が再発した施設・事業所の改善計画書・改善報告書の分析を行っており、年度末に厚生労働省のホームページにて報告書を公表予定。あわせて、報告書の内容を踏まえ、自治体向けに取組の強化を求める通知を発出予定。
- 今年度の老人保健健康増進等事業\*1において、虐待防止や身体的拘束等廃止等に効果的な取組例等についての施設・事業所等向けの普及・啓発資料等を作成し、年度末に厚生労働省のホームページ等にて公表予定。
- 養護者による虐待に係る警察からの通報の増加を踏まえ、市区町村における適切な対応を推進するため、警察から通報を受けた場合の市町村における取扱いについて、都道府県に通知\*2した。関連して、「高齢者虐待対応マニュアル」\*3に、警察から市区町村に対して通報があった際の警察との連携に係る取組例等を盛り込み、公表予定。

\*1 介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業

\*2 「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について」を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて、老高発1119第1号、厚生労働省老健局高齢者支援課長。

\*3 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和7年3月改訂)

これらの取組を通じて、自治体・関係団体と連携し、自治体による早期発見や適切な指導を促進するとともに、高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めてまいりたい。